

議員提出議案第13号

「国民の祝日に関する法律」改正を求める意見書

このことについて、下記のとおり内閣総理大臣に意見書を提出する。

平成9年12月24日

提出者	三朝町議会議員	岡本岩夫
賛成者	三朝町議会議員	香川和久
賛成者	三朝町議会議員	徳田一彦
賛成者	三朝町議会議員	藤井佳夫
賛成者	三朝町議会議員	小椋昭一
賛成者	三朝町議会議員	西村武津美

平成9年12月24日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

「国民の祝日に関する法律」改正を求める意見書

余暇は日常の仕事から離れて休息をとり、心身ともにリフレッシュする時間であるとともに、人生を充実させるためのさまざまな活動を行うことが可能な時間である。

近年、国民の間にも余暇や生活のゆとりを重視する考え方が浸透し、労働時間の短縮や週休二日制の普及などにより、余暇時間も拡大してきたが、連続休暇の取得は依然として低調である。

このような状況のもと、「ゆとりある生活」「真に豊かな余暇」をめざすための有効な方策の一つが「祝日の月曜日指定による三連休化」である。これは祝日の数を増やすことなく、現在14日ある国民の祝日のうち、いくつかを月曜日に指定することにより、まとまった自由時間を創出するものである。これにより、ゆとりある生活スタイルの実現、休暇の分散化や地域の活性化、経済波及効果及び祝日の意義の浸透などの効果が期待され、その実現は極めて意義深いものである。

よって、三朝町議会は、政府に対し、「国民の祝日に関する法律」を改正し、国民の祝日の一部を月曜日に指定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成9年12月24日

鳥取県三朝町議会